

平成20年4月21日

各 位

会 社 名 株式会社エフエム東京
代 表 者 名 代表取締役社長 富木田 道臣

問 合 せ 先 経 営 管 理 部 長 東 和 志
T E L (0 3 — 3 2 2 1 — 0 0 8 0)

ジグノシステムジャパン株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成20年3月6日開催の取締役会においてジグノシステムジャパン株式会社（大証ヘラクレスコード番号：4300 以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成20年3月7日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成20年4月18日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社エフエム東京
東京都千代田区麴町一丁目7番地

(2) 対象者の名称

ジグノシステムジャパン株式会社

(3) 買付けを行った株券等の種類

普通株式
新株予約権

- ① 平成14年6月26日開催の対象者第6回定時株主総会及び平成14年7月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権①」といいます。）
- ② 平成14年6月26日開催の対象者第6回定時株主総会及び平成14年10月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権②」といいます。）
- ③ 平成14年6月26日開催の対象者第6回定時株主総会及び平成15年1月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権③」といいます。）
- ④ 平成14年6月26日開催の対象者第6回定時株主総会及び平成15年4月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権④」といいます。）
- ⑤ 平成15年6月26日開催の対象者第7回定時株主総会及び平成16年4月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権⑤」といいます。）
- ⑥ 平成16年6月24日開催の対象者第8回定時株主総会及び平成16年11月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権⑥」といいます。）

- ⑦ 平成16年6月24日開催の対象者第8回定時株主総会及び平成17年5月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権⑦」といいます。）
- ⑧ 平成17年6月28日開催の対象者第9回定時株主総会及び平成18年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権⑧」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した超過予定数
株 券	110,547株	－ 株
新株予約権証券	－ 株	－ 株
新株予約権付社債券	－ 株	－ 株
株券等信託受益証券	－ 株	－ 株
株券等預託証券	－ 株	－ 株
合 計	110,547株	－ 株

- (注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」（110,547株。以下「買付予定の下限」といいます。）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等の最大の数は、株式に換算して221,093株となります。これは、平成19年12月25日に対象者が提出した第12期中半期報告書（以下「第12期中半期報告書」といいます。）に記載された平成19年9月30日現在の発行済株式総数（466,300株）に、公開買付期間の末日までに新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（平成19年9月30日以降届出書提出日までに係る新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）の最大数（6,495株）を加え、平成19年9月30日現在公開買付者が保有する株式数（250,000株）及び対象者が平成20年1月10日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成19年12月31日現在の対象者の自己株式数（1,702株）を控除した株式数です。
- (注3) 対象者が保有する自己株式1,702株については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (注5) 株券等のうち、新株予約権証券については、各新株予約権の発行要項に基づき、対象者の第12期中半期報告書の記載に従い、平成19年9月30日時点で行使されていない各新株予約権を1個当たり1株として換算しております。

(5) 買付け等の期間

平成20年3月7日（金曜日）から平成20年4月18日（金曜日）まで（30営業日）

(6) 買付け等の価格

普通株式	1株につき金16,500円
新株予約権①	1個につき金1円
新株予約権②	1個につき金1円
新株予約権③	1個につき金1円
新株予約権④	1個につき金1円
新株予約権⑤	1個につき金1円
新株予約権⑥	1個につき金1円
新株予約権⑦	1個につき金1円
新株予約権⑧	1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が株式に換算した買付予定の下限（110,547株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（196,060株）が株式に換算した買付予定の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	110,547株	110,547株	196,060株	196,060株
新株予約権証券	—株	—株	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株	—株	—株
株券等預託証券（ ）	—株	—株	—株	—株
合計	110,547株	110,547株	196,060株	196,060株

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	250,000個	(買付け等前における株券等所有割合 53.81%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	99,244個	(買付け等前における株券等所有割合 21.36%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	446,060個	(買付け等後における株券等所有割合 95.79%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,085個	(買付け等後における株券等所有割合 0.23%)
対象者の総株主の議決権の数	466,300個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者の保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第12期中半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の総株主の議決権の数を記載しております。但し、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主の議決権の数」を、第12期中半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の発行済株式総数(466,300株)から、対象者が平成20年1月10日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成19年12月31日現在の保有自己株式数(1,702株)を控除した株式数(464,598株)に係る議決権の数(464,598個)として計算しております。また、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記の計算を行った対象者の総株主の議決権の数(464,598個)に、後記(注3)に従って計算した特別関係者が買付け等後に所有する新株予約権証券に係る議決権の数1,085個を分母に加えて計算しております。

(注3) 「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する新株予約権証券(合計1,085個)について、各新株予約権発行要項に基づき、各新株予約権について1株あたり1株として換算し、特別関係者が所有する新株予約権証券に係る議決権の数を1,085個として計算しております。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金 3,235 百万円

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(復代理人)

② 決済の開始日 平成20年4月28日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

3. 本公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社は、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全てを取得できなかったことから、対象者の完全子会社化(以下「本完全子会社化」といいます。)を実現するため、本公開買付け終了後に、対象者に対し、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換(なお、当社は非市場で株式譲渡制限会社であることから、対価として金銭を交付する予定であります。以下「本株式交換」といいます。)を行うことを要請し、本公開買付けによって取得できなかった対象者株式を保有する株主の皆様に対して、対象者株式に係る株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、対象者の発行済株式の全てを取得することを予定しております。そして、当社は、本株式交換について、会社法第784条第1項に定める略式組織再編の制度を活用する可能性があり、その場合には対象者における株主総会の決議を経ずに実施する可能性があります。

なお、当社は、本完全子会社化を実現する方法について、関連法令についての当局の見解、本公開買付け後の当社以外の対象者株主の対象者株式の保有状況等によって、上記の方法に代えてそれと同等の効果を有する他の方法により、対象者の発行済株式の全てを取得する可能性があります。

本完全子会社化に係る手続が行われる場合に交付される金銭の額は、現段階では未定ですが、それらの金銭の額の決定に際しての対象者株式の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける普通株式の買付価格と同一の価格にする予定です。もっとも、対象者の事業を取り巻く環境の変化、株式市場並びに当社及び対象者の業績の変動等の影響といった特段の事情により、本公開買付けにおける普通株式の買付価格とは異なることがあります。また、本完全子会社化に係る手続に際して、対象者の株主が法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の対象者株式1株あたりの買取価格についても、本公開買付けにおける普通株式の買付価格又は本完全子会社化に係る手続により対象者の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本公開買付け、本完全子会社化手続又は本完全子会社化手続に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、株主の皆様が自らの責任において各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

この他、本公開買付けにより取得することができなかった対象者発行の新株予約権①ないし⑧につきましては、対象者に要請し、本完全子会社化のために上記各新株予約権の取得その他の必要な手続を

行う場合があります。かかる手続きに当たって新株予約権者に最終的に交付される金銭の額は、現段階では未定ですが、それらの金銭の額の決定に際しての各新株予約権の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける各新株予約権の買取価格と同一の価格とする予定です。

また、当社は、本株式交換に先立ち、対象者に対して、その保有する自己株式を消却するよう要請する予定であり、対象者は、これに応じてその保有する自己株式を消却する予定です。

さらに、対象者の普通株式は、現在、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」(以下「ヘラクレス」といいます。)に上場しておりますが、ヘラクレスの株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記記載の本完全子会社化手続によって、上記株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者の普通株式はヘラクレスにおいて取引することができなくなります。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社エフエム東京 東京都千代田区麹町一丁目7番地
株式会社大阪証券取引所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

以 上